

令和元年第7回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和元年10月25日 開会

令和元年10月25日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和元年第7回新十津川町議会臨時会

令和元年10月25日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第66号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（10名）

1番	井向	一徳	君	2番	村井	利行	君
3番	進藤	久美子	君	4番	鈴井	康裕	君
5番	小玉	博崇	君	6番	杉本	初美	君
7番	西内	陽美	君	8番	長谷川	秀樹	君
10番	安中	経人	君	11番	笹木	正文	君

○欠席議員（1名）

9番 長名 實 君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田	義信	君
教育長	久保田	純史	君
総務課主幹	坂下	佳則	君
住民課長	平田	智子	君
保健福祉課長	長島	史和	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	小松	敬典	君
教育委員会事務局長	後木	満男	君
建設課長	谷口	秀樹	君
会計管理者	内田	充	君
監査委員	奥芝	理郎	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中畑 晃 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。
ただ今から令和元年第7回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただ今、出席している議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、小玉博崇君。
6番、杉本初美君。兩名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
-

◎町長報告

- 議長（笹木正文君） 日程第3に入る前に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。本日は急きょ臨時議会ということで開会をさせていただきました。

このことについては、非常に悲しく残念なことを報告をしなければならないということでごさいます。そのことについて、まずもって私の方から報告をさせていただきたいというふうに考えております。

去る10月23日から2泊3日の行程で、職員の母村親善訪問研修ということで、町職員3名、振興公社職員1名、合計4名が母村の方に研修に行っていたところがございます。

23日母村の方で関空まで迎えに来ていただき、そして母村の方に入り、そして昴の方に宿泊をし、そこで夕刻、母村の方で歓迎懇談会をして有意義な一時を過ごしたというふう

に伺ってございます。

翌朝、母村訪問団の一人、●●●●●●、●●●●●●でありますけれども、朝、入浴するために6時10分くらいに風呂に入る姿を同じ母村訪問団の職員が確認をいたしました。当時は元気な様子であったというふうなことで聞き及んでございます。

●●●●●●の風呂に入った時には、先に2人の入浴された人がおりましたけれども、退出をし、その後、●●●●●●は一人になったというような状況でございました。

6時半頃、次に入った●●●●●●が風呂に入ったところ、内湯でうつ伏せになった状態を発見ということでした。

即座に救急車要請、さらには、人工呼吸やAEDの措置をとっていただきました。救急車には母村訪問団の職員、主査職でありますけれども、一緒に同乗し、母村の診療所の方に救急救命措置をとるために行ったわけでありまして、その行く途中に母村訪問団の職員から総務課長の方に電話が入り、今、救急で搬送をしている途中であるということの一報がありました。総務課長からも私にその事がすぐ電話が入り、当時は、貧血か何かかなのかなというふうな受け止めていたわけでありまして、7時20分頃に、また、その訪問団の団長から総務課長に電話が入り、救急救命をとったところであるわけでありまして、●●●●●●は亡くなったということの連絡が入りました。

非常にもう動揺をしている様子でありまして、こちらの方も、まさかというような状況で受け止めていたところでもあります。

そのことを事実として受け止めなければならないことでありましたので、即座に●●●●●●の両親に連絡を取る対応をいたしました。なかなか自宅にはおらず、出張中だとか娘さんの家に行っているなどがあって、幾度か連絡を取っても不在の状況でしたので、●●●●●●にお住いのおばあちゃんの所に連絡を取り、そして、両親の連絡先を確認をし、両親にその事実を伝えながら、母村の方にすぐその日に出向くように連絡を取りました。

飛行機の便は、行く途中、総務課の職員が飛行機の便を確保しながら、そして、うちの副町長と総務課長も即座に出向くように指示をいたしましたので、そのように足を運んでいただきました。

庁内においては、8時45分に政策審議会を開き、職員にはその事実の今言ったような内容を伝えたとところでございます。

当日、その12時のピーチの便で総務課長、それと両親、それと妹、合計4名が、まず同じ便に乗り、30分遅れの12時半に副町長が一人で関空の方に向かい、到着をいたしました。

母村の方でもその●●●●●●が亡くなった事実は承知をしておりましたので、副村長、教育長、さらには職員などが空港まで迎えに来ていただいたところでございます。

●●●●●●は、当時、十津川の診療所から五條警察署の十津川分署の方に移送され、さらには十津川分署から五條の本署に遺体を搬送されたということ、途中、移動中にいろいろ母村の方からも連絡をいただきながら、そしてまた母村の迎えに来ていただいた副村長、教育長などがそのように対応をしていただき、両親、妹、そして副町長、総務課長が4時くらいに五條市の方に到着をいたしました。

警察官の方から、今回の入浴中の死亡というような事実がありましたけれども、外部からか、もしくは第三者からの介入があるかもしれないなど事件性の確認と、現段階では死亡原因が不明であるため、その死亡原因を特定するため、司法解剖をしなければならない、

そうしないと死亡診断書が書けないというふうに警察官の方から連絡があり、このことについては、裁判所からも通知を受けている内容ということでございました。

ご遺体は、その後、五條警察署から吉野警察署の方に移されました。これは、五條警察署に霊安室がないためというふうに伺ってございます。

その司法解剖については、奈良県の方で解剖医が1人しかいないことから、解剖は、本日することにはできなく、28日の14時半からになる見込みであるということでございました。おおむね2時間程度の時間を要するというところでございまして、解剖は、奈良県立医科大法医学部研究室で行われる。橿原市にある大学のようにございます。

昨日、遺族さらにはうちの副町長、総務課長がそのような事実を確認したところでありまして、月曜日に解剖をするということから、日程が空く関係もあって一度、本日、遺族並びに副町長、総務課長は帰路することに、帰郷することになってございます。

また、28日に遺族並びに総務課長が遺体の引き取りに五條の橿原市の方まで出向くということになります。

28日、遺体解剖をし、その解剖結果の報告などを鑑みますと、夕刻遅い時間になり、その日にはこちらの方に遺体が戻って来れない状況になっていることから、翌日、29日火曜日にご遺体を引き取って、こちらの方に帰って来るということでございます。

したがって、28日は、解剖後、橿原市近隣の葬祭場の方で一晩過ごして、29日、飛行機に乗って帰って来るということでございまして、ご遺体の方も、カーゴ便というのですかね、そういった便に乗せてこなければならないことから、午前中にはカーゴ便がなく、昼からの1時55分の関空発の飛行機でこちらの方に向かってくるということでございます。

このような経過の中で町職員として現職、そして公務出張中ということから、町の弔意規定がございまして、弔意規定により役場葬で執り行う。役場と遺族の合同葬になりますけれども、そういったことで執り行いたいという考え方にたちました。

昨日、正副議長、さらには議会の運営委員長にそのことを相談をし、了解をいただき、本日その費用について、臨時議会に上程をさせていただくということになっておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

なお、母村訪問団は、非常にこの行った仲間ですね、行った仲間は非常に動揺をし、研修する、そういう余地はないということから、昨日、帰郷するように連絡を取り、昨日、村長、さらには、津田参事が送迎をしていただき、母村訪問団は、昨夕というんですか、ちょっと日付は変わりましたが、本日の12時半というんですか、0時半頃こちらに着いたということを知り及んでございます。

村長は、送る途中、五條市の方に立ち寄っていただき、遺族さらには警察署の方のいろんな相談だとか、28日の夕刻、近隣の葬祭場の確保などにいろいろ尽力もしていただき、本当に母村の理事者、さらには母村の職員には広範囲にわたって親切丁寧な対応をしていただいたことも、ここに報告をさせていただきたいというふうに思っております。

そして今朝ほど、遺族の両親にいろいろ相談をさせていただき、29日こちらに戻ってこれるということがほぼ確定をいたしましたので、29日は1日家族の方で見守り、30日、6時から通夜、31日木曜日、10時から告別式ということで執り行うということの連絡を受け、役場の方としても、そのことが役場葬として執行できるように、樺戸セレモニーの方と連絡を取りながら対応をさせていただいているところでございます。

非常にあのう、本当に役場に入って6年目、8月の末にも中級職員の研修で管内の自治体職員といろいろ研鑽を重ね、その復命書においても研修の有意義さと、さらに自分が自治体職員として、次会う時まで一生懸命研鑽をし、役場職員として頑張っていくんだというような復命書の内容になっているのが、昨日のように思い起こしますし、また、母村訪問研修でも、本当に母村との絆を本当に深めていくというその想いを込めていった職員が、まさかこのような事になるとは本人もそうですし、家族も私も職員も、想像しがたいことでありますけれども、このようなことを議員各位に報告しなければならないことは非常に残念でありますけれども、このことを受け止めながらまた、役場葬として執り行うことのご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます、臨時議会の冒頭に当たっての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君）

◎黙とう

○議長（笹木正文君） ただ今、町長の報告のとおり、●●●●●●がご逝去されました。職員研修公務ということで、ましてまだご遺体が帰っていないということも含めまして、冥福を祈るためにも、哀悼の意を表しまして、黙とうを捧げたいと思いますので、皆さま恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

黙とう。

〈黙とう〉

○議長（笹木正文君） 黙とうを終わります。
ご着席ください。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第66号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第66号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第6号。

令和元年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,570万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては総務課主幹より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹 坂下佳則君登壇〕

○総務課主幹（坂下佳則君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第66号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第6号につきまして、内容をご説明申し上げます。

まず、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

18款、繰入金。補正額305万1千円、これは、財政調整基金を繰入れ、財源充当するものでございます。計7億9,984万1千円。

歳入合計、補正額305万1千円、計71億1,570万8千円。

次に、歳出。

2款、総務費。補正額305万1千円。計12億1,513万9千円。財源内訳は、一般財源305万1千円。

歳出合計、補正額305万1千円、計71億1,570万8千円。財源内訳は、一般財源305万1千円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。

2款1項10目諸費。補正額305万1千円、計2億475万9千円。財源内訳、一般財源305万1千円。内容を申し上げます。事業番号10番、役場葬執行事務305万1千円。これは、公務出張中の職員の急逝に際し、役場葬を執り行うための経費等を補正計上するものでございまして、主なものとしましては、ご遺族及び町職員の奈良県までの旅費、ご遺体の搬送に要する経費、役場葬を実施するに当たっての祭壇経費などでございます。

以上、令和元年度一般会計補正予算第6号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第66号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和元年第7回新十津川町議会臨時会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時26分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員